

勝浦市農業委員会会議録

(1 月定例会)

平成30年1月9日(火曜日)午後1時30分、勝浦市農業委員会を勝浦市役所(301会議室)に招集した。

1 出席委員は、9名でその氏名は次のとおりである。

1 番 吉 野 茂 子	2 番 末 吉 光	3 番 数 金 清 美
4 番 谷 敏 夫	5 番 浅 野 香 太 郎	6 番 佐 藤 衛
7 番 藤 江 義 博	8 番 滝 口 裕 都	9 番 高 旨 粧 一

2 職務のため出席した者の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 窪 田 正 書記 瀧 口 智 大

3 議事日程は次のとおりである。

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案上程・説明・質疑・採決

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
(農地の転用の制限)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地台帳点検等実施規程の一部改正について

第3 報告

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の
提出について

第4 その他

○会長（高旨粧一） 皆さん、こんにちは。

改めまして、明けましておめでとうございます。

農業委員の皆様方におかれましては、輝かしい新年をご家族お揃いでお迎えになったことと思います。

大変おめでとうございます。

農業委員会と致しましても昨年を振り返ってみますと改正農業委員会法、そして農協組合法が一昨年の4月に施行されまして農業委員、そして農地利用最適化推進委員が力を合わせて農地の集積や農地の集約化、そして農地の違反転用の防止対策と、色々な面で調査及び現地の確認等していただきまして大変ありがとうございました。

本年も昨年と同様、農業委員会におかれまして慎重なる審議、そしてそれと合わせまして、農業委員会の活動がスムーズに運営ができるようお願いを申し上げまして、会議に先立ちましての挨拶とさせていただきます。

本年もどうかよろしくをお願いを申し上げます。

○議長（高旨粧一会長） それでは本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、会議はここに成立をいたしました。

これより、平成30年勝浦市農業委員会1月定例会を開催いたします。

本日の日程は、予めお手元に配布したとおりでございますので、これによってご承知をお願い申し上げたいと思います。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、勝浦市農業委員会会議規則第11条第3項の規定により、議長において、3番数金清美委員及び4番谷敏夫委員を指名いたします。

よろしく願いします。

次に日程第2、議案を上程いたします。

議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第4条は、農地の転用の制限であり、自らの農地を権利移動を伴わずに、農地以外に転用しようとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は串浜の田、1筆、1,348平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数288枚、発電出力49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年4月30日で、資金計画は、融資によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電を行いたいとし

て申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦市清掃センターの●側、約●●●メートルの地点となります。

次に申請番号2番、申請地は小羽戸の畑、1筆、1,748平方メートル、太陽光発電施設への転用を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数288枚、発電出力49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年4月30日で、資金計画は、自己資金のほか融資によるもので、残高証明書及び融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、エコエネルギーとして注目の太陽光発電を行いたいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、小羽戸消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

昨日1月8日、現地調査を行い●●様と面談しました。

申請地は荒れている状態であり、申請者は農業を営んでおらず、将来的にも耕作の予定はないことから、地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電施設を建設したいとして申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われま。

資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） 続きまして、申請番号2番につきまして、3番数金清美委員をお願いします。

○3番（数金清美委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、現地調査を行い申請者であります●●氏と面談しました。

申請地は耕作されている畑であります。申請者は所有地が広大であり維持管理が手一杯であることから、今後、農地として利用する予定がない申請地において、エコエネルギーとして注目されている太陽光発電を行いたいとして申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はな

く、他への代替性もありませんので問題はないと思われま

す。なお、申請地南側に位置する水田2枚については申請者自信が耕作しているものです。資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願

いします。以上です。

○議長（高旨粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） 質疑なしとの声がありました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第1号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご説明します。

農地法第5条は、農地の転用のための権利移動の制限であり、農地を農地以外に転用する目的で権利を設定し又は移転しようとするものです。

資料の3ページをご覧ください。

申請番号1番、申請地は串浜の田、1筆、1,625平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数288枚、発電出力49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年3月31日で、資金計画は、融資及び貸借によるもので、融資証明書及び金銭消費貸借契約書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は地球温暖化防止対策の一環として太陽光発電を行うことにより協力したいとし、譲渡人は地球温暖化防止対策の一環としての太陽光発電に協力したいとして申請がなされたものであります。

申請位置は、勝浦市清掃センターの●側、約●●●メートルの地点となり、先ほど議案第1号、申請番号1番でご説明いたしました隣の土地であります。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

申請番号2番から4番までの3件は、同一申請者によるものであります。

はじめに、申請番号2番、申請地は小羽戸の畑、1筆、1,563平方メートル太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数300枚、発電出力49.9キロワットです。

転用の時期は平成30年3月1日から平成30年3月31日を予定しており、資金計画は、融資によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人は再生可能エネルギーの導入拡大を目指す国の指針に賛同し太陽光発電を計画したいとし、譲渡人は耕作しておらず遠方に居住しており今後の維持管理について検討していたところ、本計画の説明を受けこれに賛同したとして申請がなされたものであります。

申請位置は、元北中学校の●側、約●●●メートルの地点となります。

続きまして、資料の5ページをご覧ください。

申請番号3番、申請地は小羽戸の畑、1筆、244平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数84枚、発電出力20.0キロワットです。

転用の時期は平成30年3月1日から平成30年3月31日を予定しており、資金計画は、融資によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、申請番号2番と同様であります。

申請位置は、小羽戸消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。

申請番号4番、申請地は小羽戸の田、2筆、3,179平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数300枚、発電出力49.9キロワットです。

転用の時期は平成30年3月1日から平成30年3月31日を予定しており、資金計画

は、融資によるもので、融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、申請番号2番3番と同様であります。

申請位置は、小羽戸消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

また、本申請は面積が3,000平方メートル以上であることから、許可相当との判断となった場合は、農業委員会ネットワークへ諮問し意見を聴いた後に、知事に送付することとなります。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。

申請番号5番、申請地は小羽戸の畑、3筆、1,729平方メートル、太陽光発電施設に転用するための所有権移転を目的とした申請であります。

施設の概要は、パネル数288枚、発電出力49.5キロワットです。

転用の時期は許可日から平成30年4月30日を予定しており、資金計画は、自己資金のほか融資によるもので、残高証明書及び融資証明書により確認しております。

申請理由につきましては、譲受人はエコエネルギーとして注目の太陽光発電を行いたいとし、譲渡人は譲受人の計画に賛同したとして申請がなされたものであります。

申請位置は、小羽戸消防詰所の●側、約●●●メートルの地点となります。

以上で、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員から報告をお願いします。

議案第2号、申請番号1番につきまして、8番滝口裕都委員をお願いします。

○8番（滝口裕都委員） 申請の概要は事務局の説明どおりです。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

昨日1月8日、現地調査を行い譲受人の●●様と面談しました。

申請地は荒れている状態であり、申請者は地球温暖化防止対策に興味があり、太陽光発電を行うことにより協力したいとして申請に至ったとのことでした。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われまます。

資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高旨粧一会長） 続きまして、申請番号2番から5番につきまして、3番数金清美委員をお願いします。

○3番（数金清美委員） 申請番号2番についてご報告いたします。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、現地調査を行い権利者であります●●●●職務執行者の●●氏と面談しました。

申請地は数本の柿が植えてあるものの、竹等が繁茂しており殆ど荒れている状態であり、申請者はこの土地を整地し、再生可能エネルギーの導入を目指す国の指針に賛同して太陽光発電の導入を計画し、申請に至ったとのことです。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われま

す。なお、パネル設置については、申請地南側の竹林の影響による日照を考慮し、全体的にやや北側に寄せて設置することを考えているとのこと

です。資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願

いします。

以上です。

続きまして、申請番号3番について報告いたします。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、現地調査を行い権利者であります●●●●職務執行者の●●氏と面談しました。

申請地は整地された農地であり、作付していないような状態です。

申請者は再生可能エネルギーの導入を目指す国の指針に賛同して太陽光発電の導入を計画し、申請に至ったとのこと

です。許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地及び隣接住宅への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われま

す。パネル設置については、隣接する宅地と一体の計画とのこと

です。なお、パネルの設置については高いところで4メートルくらいに上げて設置する考え

のこと

です。これは4メートルを超えると建築基準法に抵触するからとのことでありま

す。資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願

いします。

以上です。

続いて申請番号4番について報告いたします。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、現地調査を行い申請者であります●●●●職務執行者の●●氏と面談しました。

申請地は雑草が繁茂しており、ほとんど荒れているような状態です。

申請者は再生可能エネルギーの導入を目指す国の指針に賛同して太陽光発電の導入を計画し、申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われま。

なお、申請地は隣接する荒廃農地より1メートル程度低くなっております。

南側は山林であるため、日照条件の悪さが懸念されましたが、このことについて申請者は夏季、冬季により日照の差はあるものの、年間を通しては特に問題はないとのことでした。

資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

続いて申請番号5番について報告いたします。

申請の概要は事務局の説明どおりです。

1月5日、現地調査を行い申請者であります●●氏と面談いたしました。

申請地は耕作されている畑であります。今後、農地として利用する予定がないことから譲受人が取得し、エコエネルギーとして注目されている太陽光発電を行いたいとして申請に至ったとのこと。

許可要件につきましては、立地基準として第2種農地に該当し、隣接農地への影響はなく、他への代替性もありませんので問題はないと思われま。

資金計画も妥当と思われ、簡単な整地のみで工事も可能であることから転用の実現性は確実であると認められます。

調査の結果、許可相当と判断いたしますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（高吉粧一会長） これをもって、地区担当委員の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、末吉委員。

○2番（末吉委員） 合同会社●●●●という会社ですが、今回の申請以外にどこかでやっていますか。

○事務局長（窪田正） 合同会社●●●●として申請するのは今回が初めてでございます。

この合同会社を構成しております、●●●●という会社に関して調査をしました。

その結果、浜行川地先と興津地先で過去に数件の申請はございました。

○2番（末吉委員） ありがとうございます。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを採決いたします。

議案第2号、申請番号1番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号2番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号3番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号4番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに、賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当とし、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いた後に、知事に送付することに決定いたしました。

次に、申請番号５番につきまして、本案は申請のとおり許可相当とすることに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高旨粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は申請のとおり許可相当と意見を付して知事に送付することに決定いたしました。

次に、議案第３号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

勝浦市が定める農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条により、農業委員会の決定が条件とされていることから、勝浦市長より平成２９年１２月２１日付けで決定を求められたものです。

今回の計画は、名木木戸地区ほ場整備事業を推進していくにあたり、千葉県農地中間管理機構と地権者において利用件を設定しようとするものであり、利用権の種類は賃借権であります。

この計画が承認されますと、計画に記載の農地については、千葉県農地中間管理機構との中間管理権が設定されることとなります。

１２月定例会において、５８件に賃借権を設定したところであり、その後の事務の進捗によりこの度の申請に至ったものであります。

それでは、資料の８ページをご覧ください。

このたびの１月定例会に諮るべき件数は、新規設定計画１件、８９平方メートルです。

申請番号１番、大森の田、１筆、８９平方メートル、利用計画は水田、利用権の種類は賃借権です。

設定期間は、平成３０年２月１日から１６年の新規設定です。

以上で説明を終わります。

○議長（高旨粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、申請番号1番の計画につきまして、本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、農地台帳点検等実施規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） 説明いたします。

資料の9ページをご覧ください。

本案は、平成29年9月25日に公布された、農地法施行規則の一部を改正する省令により、土地改良事業を活用して担い手への農地集積・集約化を進めていくためには、土地改良区が組合員資格について正確に把握することが求められ、この度の一部改正省令では農地台帳を管理する農業委員会が、農地台帳に記録された事項を土地改良区に提供することにより、土地改良区が農地の所有者、耕作者等に係る情報を円滑に把握することができるよう改正が行われたことに伴い、農地台帳点検等実施規程について所要の改正をしようとするものであります。

また、内容を確認したところ、関係法令等の改正等に伴う本規程の改正がなされておられませんので、今回の一部改正にあわせ所要の改正をしていきたいと考えます。

改正箇所につきましては、資料9-1の新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては字句の訂正であり、本委員会を委員会に、適時・適切なを適時かつ適切に、及びを並びにと改めました。

本委員会を委員会には、以降、同様です。

第3条は、農業委員会選挙人名簿の調整等の文言が当時のままの記載となっておりましたので、農業委員会等に関する法律の一部改正の附則第28条第2項の農業委員会選挙人名簿は調製しない、との規定及び農地法施行規則に基づき、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合に改めました。

第4条から第14条第1項までは、字句の訂正と表現を訂正したものであり、内容は同様であります。

第14条第2項は、今回の農地法施行規則の一部改正により新たに加えた項であり、土地改良区からの求めに応じた農地台帳記録事項の提供に係る規定であります。

第2項に新たな条文が加わることにより、これまでの第2項と第3項が、それぞれ第3項と第4項となります。

第15条は、以前の農地法施行規則の一部改正の際に加えておくべき条文でありましたので、このたび新たに加えた改正をしたいと思います。

内容といたしましては、平成28年度の税制改正により、農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置が講じられることとされ、地方税法の一部が改正されたことによるもので、市長に対しての農地台帳記録事項を提供することについての規定を加えるものです。

以上で、議案第4号、農地台帳点検等実施規程の一部改正についての説明を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 職員の内容説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑ございませんか。

はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） 教えてほしいんですが、一番上題名の規程と第14条の規定、この違いは何ですか。

○事務局長（窪田正） 実施規程、こちらはですね○○規程として規程の名称を表す際はこの漢字を使い、条文一つ一つの内容を表す際に使われる規定はこちらの漢字を使うこととなります。

○8番（滝口裕都委員） わかりました、ありがとうございました。

○議長（高吉粧一会長） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高吉粧一会長） 質疑なしとの声がございました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号、農地台帳点検等実施規程の一部改正につきましては、文言、記述の最終確認を経て、必要に応じた修正を加えたうえで、決定することに賛成の委員は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（高吉粧一会長） 挙手全員です。

よって、本案はただ今の説明どおり決定いたしました。

次に、日程第3、報告でございます。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による

通知について及び報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出について事務局より報告を求めます。

窪田事務局長。

○事務局長（窪田正） ご報告いたします。

はじめに、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。

資料は、10ページ及び11ページとなります。

この通知は、農地法第18条第1項の規定により制限されている農地の賃貸借の解除・解約の申入れ等の行為について、第1項ただし書きにより例外として許可を要しない合意解約等の行為が行われた場合に、同条第6項の規定により当事者が通知するものです。

このたびの1月定例会にご報告すべき当該件数は2件です。

次に、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る事業計画書の提出についてご報告いたします。

資料は、12ページとなります。

このたびの1月定例会にご報告すべき当該件数は1件であります。

受付後、県へ送付いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（高吉粧一会長） 次に、日程第4、その他でございます。

委員の皆様からご発言がございましたらお願いいたします。

はい、吉野委員。

○1番（吉野茂子委員） 太陽光発電施設が随分増えていますが、これ教えてほしいんですが、これは東電に売電するんですか。

○事務局長（窪田正） はい、売電です。

○1番（吉野茂子委員） それで東電は勝浦市の電力を賄うんですか。

○事務局長（窪田正） 電力をどこで賄うかですね。

要するに勝浦で作られた電力は勝浦で使えるのかっていうご質問かと思うんですけども、ちょっとすいません私そこまでは存じてございません。

こういった施設で発電された電力を東京電力は発電方法の一つとして、そこで作られた電力を買い上げているというような流れになっております。

その電力がどういう流れでどこで使われるかっていう流れについては申し訳ありませんが存じてございません。

○1番（吉野茂子委員） ここにきて太陽光パネルが増えてきたので、このパネルで発電された電力のどれくらいが勝浦市で使用されているのかが分かればと思います。

そして、今後も勝浦市の荒れている農地に太陽光パネルが設置され続けていくのでしょうか。

○議長（高旨粧一会長） はい、滝口委員。

○8番（滝口裕都委員） そのように皆さん考えているんじゃないかと思うんですけど、実は売電収入って今東電の価格で21円くらいです。

これは年々下がっていくはずなのでおそらく数年後には魅力がないっていう形になれば、皆さん手を出さないのがこれ確実だと思います。

今はまだ高くて、例えば8年から10年くらいで元を取れてしまえばメリットがあると思うかもしれませんが、売電収入がどんどん下がってくればやる人も少なくなってくると思います。

○1番（吉野茂子委員） 後から設置した人は売電の金額が少なくなるということですか。

○8番（滝口裕都委員） そういうことです。

これは仮ですけど、来年契約するとなれば18円、こういう感じになってくると段々魅力がなくなってくるはずですよ。

一番高い時は40円台でした。

○事務局長（窪田正） 確か47から48円でしたね。

○8番（滝口裕都委員） それが今は21円ですから半額以下ですね。

○事務局長（窪田正） ちなみに今回申請の案件の中で24円や25円多いですが、これは申請の時期によって単価に違いが出てくるようです。

その前の申請では32円というのもありました。

○8番（滝口裕都委員） 早めに申請しておけば高いということですか。

○事務局長（窪田正） そういうことですね。

○8番（滝口裕都委員） ちなみにほとんどの人が売電でしょうから、自分の家の電力として使うという人はほとんどいないと思うんですよね。

おそらく勝浦にはそんなにメリットはないと思います。

蓄電設備で貯めておくか、売電するかどちらか最初に選べるんですよ。

○7番（藤江義博委員） 税金はどうなるんですか。

○事務局長（窪田正） 税金はですね、今まで農地としてかかっていた税金が今度は転用をかけて雑種地という地目が変わって、その地目に合わせた税金になってきますから、固定資産税とかそういった面での納税額は変わってきますね。

○8番（滝口裕都委員） 農業委員会でもこういった案件が多いですから、じゃあ20年後耐用年数が過ぎた時に、どうやってそれ処理するのかっていうのは今後考えていかないと、廃棄された太陽光パネルだらけになってしまい社会問題になると思います。

○1番（吉野茂子委員） 私が思うのはそこなんです。

これ半永久的にずっと続くものじゃないと思います。

パネルもおそらく耐久年数が何年と決まっていると思いますから、その時にまた荒地と一緒にそのまま朽ちてしまうのは、嫌だなと。

○事務局長（窪田正） 今出ている申請を相対的に見ますと、向こう20年間の収支計画を添付することになっておりますので、20年間は継続して実施していくということはありませんけど、それ以降の担保が正直ないんですよ。

今後はやはり、皆さんおっしゃる通り、その辺のことについては考える必要が生じてくると思います。

○1番（吉野茂子委員） ありがとうございます。

○議長（高旨粧一会長） 他に何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○3番（数金清美委員） 上大沢ですか、あの辺に大きな太陽光発電施設ができるということを知っておりますけども、これ●●●●という会社がやるようなことを聞いています。その辺の情報ありますか。

○事務局長（窪田正） ●●●●と●●●●そちらがですね、●●●●という合同会社を設立した上で今現在計画しているところであります。

申請自体は一度お預かりしているんですけども、その後書類の不備ですとかそういったところを調整しております、今現在、林地開発申請の事前協議書の提出まで済んでいる状況です。

本年度この2月から3月のうちにある程度林地開発とかですね、その辺の分がほぼ揃った上で、本申請が出てくると見込まれております。

面積的にはですね、農地だけで4万平方メートルを超える転用となりますので、大臣協

議を行わなければならない案件になります。

千葉県農地・農村振興課の方には、直接業者さんの方で指導を受けてもらいたいということで、直接農地・農村振興課の方に行ってもらっています。

うちの方も農地・農村振興課の方と情報共有という形でこういう相談がありましたというところでそれぞれ相談内容を共有しているところであります。

林地開発の本申請が出ない分にはうちの方も農地転用としての許可を受け付ける訳にはいきませんので、今はそれを待っている状況です。

状況としては以上です。

○3番（数金清美委員） わかりました。

ありがとうございました。

○議長（高旨粧一会長） 他に何かご意見、ご質問等、ご要望等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高旨粧一会長） なしとの声がありましたので、日程第4、その他を終わります。

以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了されました。

これをもって、平成30年勝浦市農業委員会1月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時30分 閉会)

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成30年1月9日

議 長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員
